指定宗教法人の清算に係る指針検討会開催要項

令和７年５月１６日
文 化 庁 次 長 決 定
令和７年７月１０日
文 化 庁 次 長 改 定

１．目的

この検討会は、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に規定する指定宗教法人（特別指定宗教法人を含む。以下同じ。）の清算を行う場合において、当該清算が指定宗教法人の特性を踏まえたものとなるよう、清算人による円滑な清算に資する指針案の策定に向けた検討を行うことを目的とする。

２．検討事項

・清算人による指定宗教法人の財務状況の調査に関する事項
・特定不法行為等の被害者に対する賠償等債務の弁済に関する事項
・清算にあたっての指定宗教法人の信者の信教の自由に対する配慮事項
等

３．検討会の構成員

別紙参照

４．その他

（１）検討会は文化庁次長が開催する。
（２）検討会に会長及び会長代理それぞれ１人を置く。
（３）会長は構成員の互選で決定する。
（４）会長代理は会長が指名し、決定する。
（５）会長は会議を主催し、会長に事故あるときは、会長代理が会議を主催する。
（６）会議は、総委員の五分の三の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
（７）会議は非公開で開催し、会議の議事は、議事要旨として公開する。
（８）検討会の庶務は文化庁宗務課が担当する。
（９）（１）から（８）までに定めるもののほか、検討会の運営に係る事項は、検討会が決定する。

別紙

指定宗教法人の清算に係る指針検討会委員名簿

令和７年７月１０日現在

あらい　みのる
荒井　実　　（公財）日本宗教連盟監事、神社本庁総務部長

いだ　まこと
井田　良　　中央大学大学院法務研究科教授

かまい　ひでのり
釜井　英法　　弁護士

きたい　いさお
北居　功　　中央大学大学院法務研究科教授

こじま　しんじ
小島　慎司　　東京大学大学院法学政治学研究科教授

さはら　ゆきのぶ
佐原　透修　　（公財）日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員、東京都宗教連盟理事長

ししの　ふみお
宍野　史生　　（公財）日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長

どうけ　のりかず
道家　紀一　　日本キリスト教連合会常任委員、東京都宗教連盟理事

とまつ　よしはる
戸松　義晴　　（公財）全日本仏教会理事、（公財）日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員長

とみなが　ひろあき
富永　浩明　　弁護士

なかやま　たかお
中山　孝雄　　弁護士、前広島高等裁判所長官

やまもと　かずひこ
山本　和彦　　中央大学大学院法務研究科教授

（オブザーバー）　法務省大臣官房司法法制部